

## 会議報告



企業会計基準委員会 専門研究員

きたずみ ひろかず

北澄 裕和

# 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議の概要 (第13回会議)

## はじめに

2016年7月7日及び8日に第13回会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議がロンドンで開催され、企業会計基準委員会 (ASBJ) からは、小野委員長ほかが出席した。議題は、次のとおりであった。

- (1) 概念フレームワーク
- (2) 開示に関する取組み—重要性に関する実務記述書
- (3) 基本財務諸表—範囲
- (4) 基本財務諸表—キャッシュ・フロー計算書
- (5) 2015年アジェンダ協議
- (6) のれん及び減損の定量的調査
- (7) IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂
- (8) 国際会計基準審議会 (IASB) によるプロジェクトの近況報告とASAFの議題

本稿では、(1)、(3)及び(6)について、ASBJの発言を中心に議論の概要を紹介する。

## 概念フレームワーク

IASBは、2015年5月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「公開草案」という。)を公表した。公開草案に対するコメント期間は2015年11月に終了している。現在、IASBは、寄せられたコメントを踏まえ、公開草案の提案に修正が必要かどうかを審議している。

今回のASAF会議における概念フレームワークの議論は、(1)認識、(2)負債及び(3)資本の特徴を有する金融商品の3点について行われた。

### (1) 認識

公開草案では、①その項目が資産又は負債の定義を満たしており、②当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高く、③当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有しているという現行の認識規準に代わって、財務諸表利用者には、①資産又は負債、及び、収益、費用又は持分変動に関する目的適合性のある情報、②資産又は負債、及び、収益、費用又は持分変動の忠実な表現、③情報を提供するコストを上回る便益をもたらす情報を提供する場合に資

産及び負債（並びに、それに関連する収益、費用、又は、持分変動）を認識することを提案している。

また、公開草案では、認識が目的適合性のある情報を提供しない可能性のある状況の例示として、①資産が存在するか、のれんから識別可能か、負債が存在するかが不確実である状況、②経済的便益の流入又は流出が生じる蓋然性が低いものでしかない状況、③資産又は負債の測定が可能であっても測定の不確実性が非常に高いため、結果としての情報に目的適合性が乏しく、他の目的適合性のある測定が得られない状況を挙げている。

公開草案に対して聞かれた意見をもとにIASBスタッフは、①特定の資産又は負債を認識すべきか否かを決定するにあたり、IASBが、流入又は流出の蓋然性が低い資産及び負債の認識が有用な情報を提供しない理由を考慮するようにする、②資産又は負債の認識の概念を均衡させて、認識する、しないのいずれかを優先するような記述をしないという、2つの観点から公開草案を改善する提案を行った。

ASBJからは、2015年12月のASAF会議に提示したASBJショート・ペーパーの提案を考慮したことに感謝するが、ASBJは、引き続き、現行の概念フレームワークの認識規準が、公開草案の提案よりも優れていると考えており、IASBが蓋然性規準の維持を検討しなかったことに失望している旨を述べた。加えて、一定の蓋然性の程度を超えた場合にのみ項目を認識すべきであるが、IASBの提案では、蓋然性が低い場合は認識しないとされており、蓋然性が高くないが低くない場合において相違が生じると考えている旨を発言した。その上で、認識される項目が著しく増加する懸念があるため、公開草案にお

ける提案を再検討することを提案した。

これに対して、他のASAFメンバーから特段の発言はなかった。ASBJ以外の他のASAFメンバーは、IASBスタッフの提案を概ね支持する意見を示した。

## (2) 負債

公開草案では、企業が経済的資源を移転する現在の義務を有しているのは、①企業が移転を回避する実際上の能力を有しておらず、②義務が過去の事象から生じている、すなわち、企業は自らの義務の範囲を設定する経済的便益の受取り又は活動を行った場合であるという負債の定義を支える概念を提案している。

IASBスタッフは、公開草案に寄せられたコメント及びIASBボード会議の暫定決定を踏まえ、公開草案の提案を抜本的に変更するのではなく、洗練させる修正提案を行った。

主な修正の内容は、次の3つである。

- ① 公開草案で提案されている現在の義務の説明（「移転を回避する実際上の能力がない」「義務は過去の事象から生じる」）を、負債の識別にあたり存在すべき3つの特性に置き換える。他者が企業に対する現在の請求権を有していることを特性の1つとする。
- ② 請求権を負債と資本のいずれに分類するかの問題に対してのみ適用される概念を削除する。例えば、(a)企業自身の持分請求権を他者に移転する義務は、経済的資源を移転する義務ではない、(b)企業が継続企業の前提で財務諸表を作成している場合、当該企業の清算時又は営業停止時にしか要求されない移転を回避する実際上の能力を有しているという公開草案における記載を削除する。
- ③ 「移転を回避する実際上の能力がない」の意味について断定的な表現を弱める。

ASBJから、現在の請求権が他者から企業に対するものであることを追加する提案は、負債の定義を支える概念の改善につながらない旨を発言した。また、このような修正は軽微といえず、IASBはこの修正から意図せざる帰結が生じないかを確かめる必要がある旨及び多くの回答者は、公開草案の提案を支持しており、修正による帰結を知り得ないのであれば、この段階で公開草案の提案を修正すべきではない旨を発言した。加えて、現在、公開草案で提案されるガイダンスは有用であるため、現時点で削除するのではなく、新しいガイダンスに置き換える必要が生じたときに置換えを行うべきであり、現時点で削除することに反対する旨を発言した。

これに対して、他のASAFメンバーから特段の発言はなかった。

## (3) 資本の特徴を有する金融商品

請求権の中には、複数の代替的な決済方法が、法的に強制されず、その選択を企業の裁量に委ねている場合がある。その場合、企業が持つ権利の仕組みやその他の事実、状況に応じて、その請求権について特定の決済方法（例えば、負債に分類されるような決済方法である現金による決済）を選択することが他の選択に比べて経済的に有利であることから、その選択を行うことに経済的な誘因が働く場合がある。その誘因の大きさによっては、企業がある選択を強く促される場合があり、IASBスタッフ・ペーパーではこれを「経済的強制」と呼んでいる。

本セッションでは、公開草案に対して、銀行及び銀行を代表する組織から、将来、概念フレームワークに基づいて、経済的強制を考慮する要求事項が会計基準に設けられる可能性を懸念するコメントが寄せられたことを踏まえ、ASAFメンバーに対して、今後の概念フレームワークの

開発の観点で、経済的強制を考慮すべきか、考慮する場合にどのような状況で考慮すべきかが質問され、企業に対する請求権（企業が発行する社債や株式など。）を負債又は資本に分類する際に「経済的強制」を考慮すべき状況についてASAFメンバーの見解が求められた。

ASBJから、経済的強制は、企業が将来の現在の便益の移転を回避する実際上の能力を減少させる要因となるかもしれないという見解を支持する旨を発言した。そして、企業が現在の義務を負うかどうかを評価する際に、経済的強制を考慮する必要があるだろう旨及び経済的強制を考慮することにより、重大な事業上の混乱が生じたり、移転そのものよりも著しく不利な経済的帰結が生じたりするような、ハードルが高く企業が選択する可能性の低い代替案を効果的に削除することになる旨を述べた。

これに対して、一部のASAFメンバーから、ASBJの発言と同様に、経済的強制はハードルが高いものであると考えており、経済的強制が生じる以前に、どの程度の経済的インセンティブが存在するかが問題であるとする旨の発言があった。

## 基本財務諸表一範囲

基本財務諸表プロジェクトについては、利害関係者から聞かれた意見を参考にプロジェクトの範囲をIASBでは議論している。今回のASAF会議では、当該プロジェクトの範囲に関するIASBスタッフによる提案について議論が行われた。

IASBスタッフによる提案は、次のとおりである。

(1) 2015年アジェンダ協議に関する意見募集に対する回答者からの多くの声を反映すべく、このプロジェクトにおける最初のリサーチは、財務業績の報告

に焦点を当てるべきである。

(2) 当該リサーチは、定義された小計としての営業利益を含める要求事項の要否及び代替的業績指標の使用を含む、財務業績計算書の構造と内容に焦点を当てるべきである。これは、利用者に有用な情報を提供するための財務業績計算書の改善に対する要望及び代替的業績指標又は非IFRS情報の使用の増加に関する懸念が聞かれたことによるものである。

(3) 業績の単一の尺度の定義又は純損益とその他の包括利益の区別の記述に関するリサーチに着手しない。理由は次のとおりである。

① 長年にわたり、IASBは、企業の財務業績をいかに描写するかに関する様々な提案をしてきたが、それらの提案は広範な支持を得られなかった。

② 単一の業績の尺度の定義よりも財務業績計算書の構造と内容に焦点を当てる方が、財務業績は多面的な概念であり、収益及び費用の種類の一面的な区分は意味がないか有益ではないというIASBの一貫した主張と整合的である。

③ 概念フレームワーク・プロジェクトにおいて、その他の包括利益の使用とリサイクリングに関してハイレベルのガイダンスしか開発できず、財務業績計算書の構造と内容を改善することにより、その他の包括利益を用いる必要性が減る可能性がある。

(4) 財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、これらの計算書の現行の構造と内容に問題があるかどうかを識別するため、これらの計算書の変更に関する要望の有無のリサーチに着手する。当該リサーチには、英国財務報告評議会のスタッフが作成しているキャッシュ・フロー計算書に

関するディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを含む。

(5) デジタル報告の使用は、基本財務諸表の構造と内容に影響を与える可能性が高いと考えられるため、その影響を決定するためのリサーチに着手する。

ASBJから、純損益及びその他の包括利益を概念フレームワーク・プロジェクトで定義しないのであれば、基本財務諸表プロジェクトで定義すべきである旨を発言した。また、代替的業績指標を定義する前に企業の業績に関する情報の主要な源泉である純損益を定義すべきである旨を述べた。さらに、営業利益やEBITなどの財務業績計算書における小計や非GAAP指標を議論することは有用であるが、財務業績計算書の表示を改善することにより、収益及び費用をその他の包括利益で報告する必要性が減る可能性があるとしていることには反対である旨を発言した。

これに対して、一部のASAFメンバーから、このプロジェクトは、概念フレームワーク・プロジェクトに強く関連しており、とりわけ、純損益とその他の包括利益を定義すべきという業績報告の問題に関するASBJのコメントに同意する旨の発言があった。また、他の一部のASAFメンバーから、その他の包括利益は、現在、業績報告において非常に曖昧な要素になっているため、その他の包括利益に対処すべきという見解を支持したい旨の発言があった。さらに、他の一部のASAFメンバーから、IASBスタッフが作成した資料が示しているように、IFRSは、財務業績計算書に関連して、売上、純損益及びこれらの間のいくつかの項目を会計基準レベルで定義しているが、そのように定義している項目は多くない旨及び会計基準レベルの純損益の定義は概念上の美しい定義

ではないかもしれないが、財務業績計算書において定義している数少ない項目の1つである旨の発言があった。

## のれん及び減損の定量的調査

2016年2月のIASBボード会議において、のれん及び減損プロジェクトについて議論が行われ、その際、のれんの事後の会計処理に関連して、のれんの残高等がどのように変化したかを含む客観的なデータを収集することが必要であるといった見解が複数の理事から示された。ASBJ事務局は、IASBからの依頼を受け、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)事務局と協力しつつ、のれんの残高の推移等に関する定量的なデータの分析を行い、2016年5月のIASBボード会議において経過報告を行った。今回のASAF会議では、当該ボード会議において聞かれた意見にも一部対応し、更新した資料に基づいて報告を行った。なお、EFRAG及びASBJによる本報告は、調査結果をもととする意見発信ではなく、客観的なデータ収集結果について会議参加者のコメントを得ることを目的としていた。

EFRAG及びASBJの報告に対して、ASAFメンバーから主に次の発言があった。

- (1) 定量的調査の結果から、確定的な結論を導き出すことは非常に難しい。調査対象期間には経済状況が深刻な時期が含まれており、平常時よりものれんの減損が起きた可能性もあるが、少なくとも、のれんが爆発的に増えているという事実はなかった。
- (2) のれん／純資産の推移について、

純資産の残高自体が同時期に増加しているため、割合が減少傾向であることを根拠として、のれんが減少していると結論づけることは困難である。のれんの変動を分析するためには、総資産対比での分析が適切ではないか。

- (3) のれんの減損と株価指数の比較の推移において、2011年から2012年の株価指数の増加に対して、欧州以外の地域では、2012年におけるのれんの減損額が増加する結果となっている。追加の分析が必要だろうが、大企業において、過大計上となったのれんの減損により利益を平準化する傾向があると推測できるのではないか。
- (4) のれんの減損と株価指数の比較について、当時、豪州の規制当局からは、豪州における減損の計上が不十分だと考えられる旨の主張がなされており、利益の平準化のために減損が計上されていたという考えは興味深い。
- (5) フィンテック関連でのれんの増加につながる大量の企業買収が行われた金融業界は、のれんの爆発的な増加が見込まれる業種であるため、分析対象から除くことは適切ではない。調査結果が、欧州サブリン危機を含めた2つの金融危機を調査対象期間に含めていることや、事業の取得が行われている可能性がある多くの非上場企業を対象から除いていることも考慮すべきであり、本調査結果により、のれんの爆発的な増加はなかったとして、今後10年、安心できるというものではない。また、調査結果から、現行の減損テストを維持することや、償却に戻ることは示唆されていないのではないか。

- (6) のれんの前年度末残に対するのれんの減損の割合の逆数が示されているが、のれんに耐用年数があることを前提としていないか。調査結果の公表にあたっては、特定の仮定に基づくものでないことや、のれんやその減損が少数の企業に集中していること等の調査対象とするデータの特性(地理的特性、適用会計基準、期間、業種等)にも留意したものとする必要はある。
- (7) のれんが爆発的に増加している証拠が示されることを期待していたように感じる。調査結果公表時においては、結論は出せないにせよ、何を目的として調査したのかを示すことは有用である。また、時価総額と簿価純資産の比較において、日本における未認識価値が少額であることについては補足説明が必要である。補足説明がなければ、未認識価値が少額である原因がのれんの償却によるものと結論づけられかねず、それは望んでいる解釈ではないだろう。
- (8) 市場全体の平均を用いて分析するのではなく、特定の業種やデータについて分析するべきである。純資産の50%を超えるのれん又は無形資産を認識した会社数について、業種別のデータや複数年度の推移を見れば興味深い結果となるのではないか。取得時に残余として算出され、取得後において中身を正確に測定することができないのれんの金額が純資産を超えているという状況は危険であり、各市場全体の平均での分析では問題ないようにみえても、業種別に継続して観察すべきではないか。